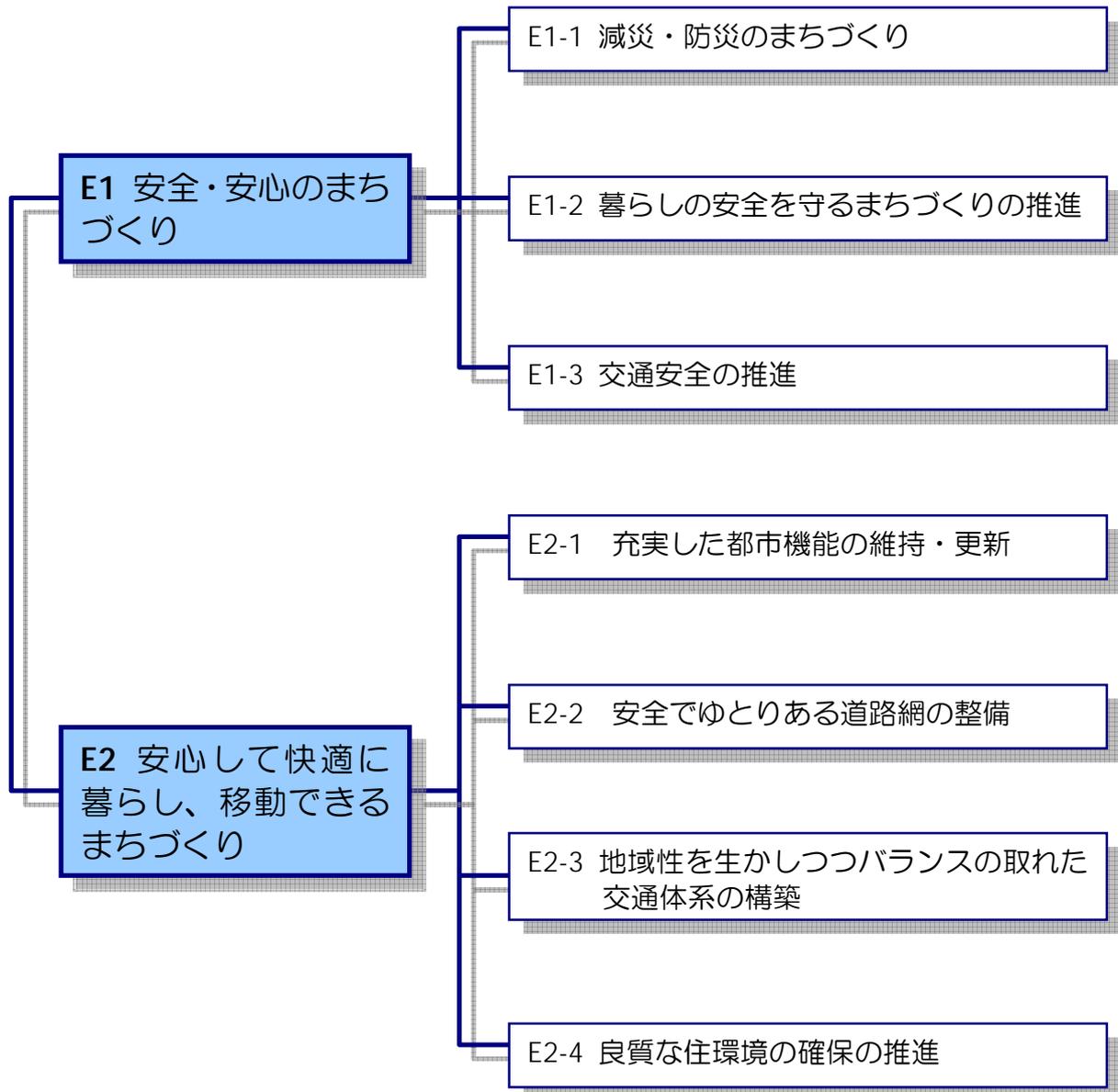


第5章

いつまでもみんなが住み続けられる

安全で快適なまち



政策 E1 安全・安心のまちづくり

【現状と課題】

平成 23(2011)年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード 9.0 を観測し、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部では津波により甚大な被害が発生しました。多摩市では震度 5 弱を観測し、地震による家屋などへの大きな被害はなかったものの、多くの帰宅困難者が発生しました。また、今回の災害で原子力発電所が甚大な被害を受け、その影響で多摩市でも計画停電が実施されました。緊急事態を伝えるため防災行政無線がはっきりと聞き取れないという問題が発生したことから、緊急時の円滑な情報伝達方法の充実を検討しなければなりません。さらに、東海地震や、立川断層による地震の発生確率が高まったとの報告もあります。今回の震災対策や今後発表される東京の被害想定に基づき、多摩市地域防災計画の見直しを行い、迅速な応急・復旧対策を実施し、災害に強いまち・防災都市多摩の実現を目指します。また、新型インフルエンザなど新たな災害も含め、危機管理対策を推進します。

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、ひったくりや自転車盗などの非侵入窃盗犯罪は依然として多く、子どもたちを狙った不審者の出没情報も多く寄せられています。平成 21(2009)年 9 月に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」を策定し、市民、市、関係機関と連携しながら引き続き安全で安心なまちづくりを進めます。また、市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者被害の救済と解決を図るため、さらに啓発など充実を図る必要があります。

交通事故の全体件数は減少していますが、高齢者、二輪車の事故件数は増加しており、その対策が急務です。また、放置自転車は減少傾向にありますが、無料駐輪場では利用者のモラルの低下が顕著に見られます。駐輪場を都市機能として配置するための用地を確保するとともに、受益者負担の公平性の観点から駐輪場のあり方を検討する必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ①多摩市地域防災計画の見直し(⇒E1-1)
 - ・東日本大震災を受け、情報伝達手段の検討を含め、被害想定の見直し等に基づく多摩市地域防災計画の見直しを行います
- ②防災情報伝達の見直し(⇒E1-1)
 - 防災行政無線による防災情報の伝達その他、他の手法についても検討・実施します
- ③住宅、民間特定建築物、公共建築物の耐震化率の向上(⇒E1-1-2)
 - ・住宅の耐震化を支援し、民間特定建築物、公共建築物の耐震化の促進を図ります
- ④消防団及び自主防災組織数の充実(⇒E1-1-1、E1-1-4)
 - ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神を大切にし、消防団員並びに自主防災組織数の確保を図り、自助・共助による地域の防災力を向上させます
- ⑤自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進(⇒E1-2-2)
 - ・多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進するとともに、警察と協働して出前講座を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります
- ⑥高齢者、二輪車への効果的な交通安全啓発活動(⇒E1-3-1)
 - ・交通事故を減らすために、高齢者を対象とした講習会の開催、スケアードストレートの計画的実施を図ります
- ⑦放置自転車対策と駐輪場の適正配置(⇒E1-3-2、関連 E2 重点 6、E2-3-4)
 - ・放置自転車を減らすために(仮称)多摩市自転車駐輪場整備計画を策定し、駅周辺の駐輪場の計画的な整備に取り組むとともに、料金徴収のあり方を検討します

施策 E1-1 減災^{※1}・防災のまちづくり

1 施策の目指す姿

市民の誰もが安全で安心して暮らすために、住宅の耐震化により大地震にも耐えられる安全性が確保され、また、市内全域で自主防災組織が結成され、災害時にはお互いに助け合う共助の精神が行き届いています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①民間特定建築物 ^{※2} の耐震化率	92.3%	95%以上	100%
住宅の耐震化率	81.4%	90%以上	100%
公共建築物の耐震化率	97.7%	97.7%以上	100%
	(平成 20 年度)	(平成 27 年度)	
②自主防災組織数	159 組織	171 組織	175 組織
③自主防災組織合同訓練実施組織数	30 組織	40 組織	50 組織

【出典： ①～③防災安全課】



総合防災訓練（初期消火訓練）



総合防災訓練（消防団の活動）



自主防訓練（煙体験訓練）



地区防災倉庫

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-1-1 市民の防災意識高揚と地域防災体制の充実(⇒重点 4)

- ・市民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練等を通じて啓発活動、広報活動、防災教育等の推進を図ります
- ・地域ぐるみで相互に連携した社会づくりを目指すとともに、自主防災組織の結成促進及び活動の支援を行います。また、災害時要援護者^{※3}への避難態勢を充実するため、地域の意見などを取り入れた災害時要援護者避難支援個別計画と防災行動マニュアルを策定します

E1-1-2 建築物の安全性の確保と都市施設の防災性強化(⇒重点 3)

- ・昭和 56 年以前の旧耐震基準の住宅、民間特定建築物等の耐震化を促進します(関連 E2-4-2)
- ・都市施設の耐震性確保のため、橋りょう・下水道施設の耐震改修工事を実施します
- ・都市型の集中豪雨時の対応のため、雨水ポンプを整備します

E1-1-3 非常用物資・設備の充実

- ・大規模災害に備え、食糧、資器材等の備蓄と災害用各種設備の充実を図ります

E1-1-4 消防団の充実(⇒重点 4)

- ・災害現場で消防署隊と円滑な活動ができるよう、消防団の充実を図ります

E1-1-5 危機管理態勢の強化

- ・あらゆる災害に対して、市民の安全、安心の確保を図るとともに、応急・復旧活動を円滑に行うため、消防署等関係防災機関や友好都市富士見町、中越大震災ネットワークおぢや^{※4}加盟団体と連携・協力しながら、必要な態勢の強化を図ります
- ・市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・建築物の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加などに努めます
- ・自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域で支え合います
- ・事業者は災害の予防に努めるとともに、災害時における様々な支援に積極的に努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市地域防災計画 ◆多摩市耐震改修促進計画 ◆多摩市国民保護計画

※1 減災：大規模な災害が発生しても、被害を拡大させず、最小化する取組み

※2 民間特定建築物：耐震改修の促進に関する法律第 6 条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している

※3 災害時要援護者：災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする人

※4 ネットワークおぢや：平成 16 年の中越地震を契機に、小千谷市を支援した自治体の参加により発足した、災害時相互応援協定を結んだ組織

施策 E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

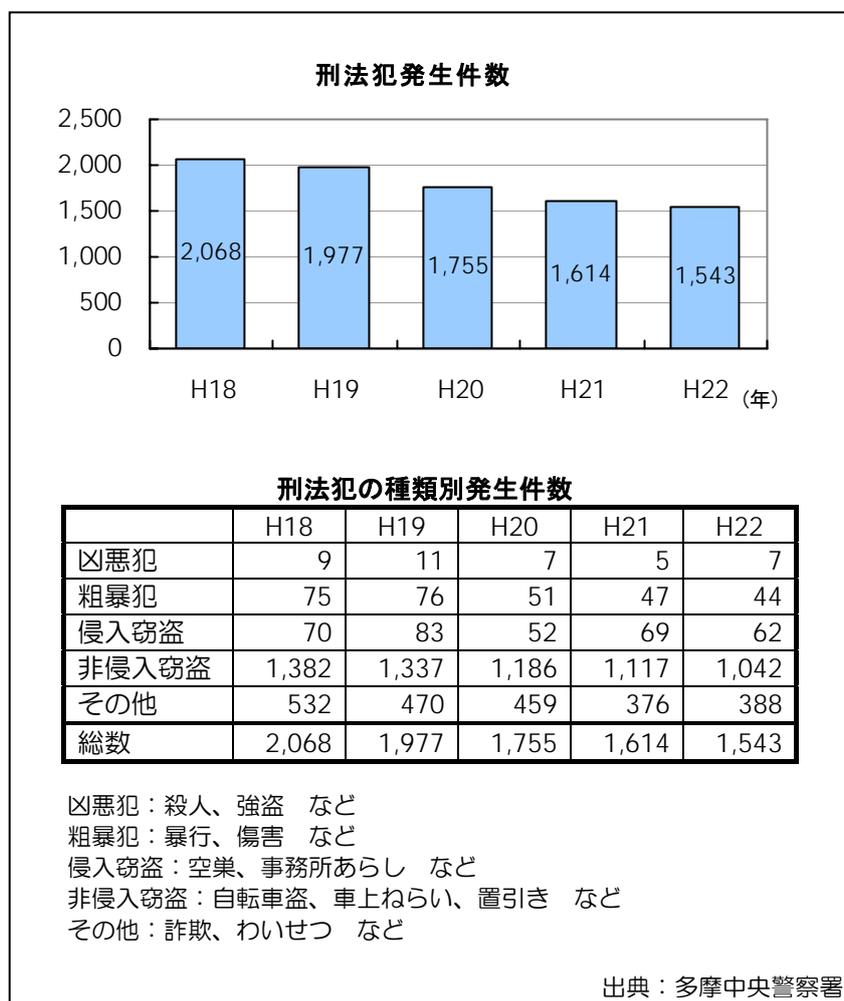
1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①犯罪発生件数	1,625 件	22 年比 15%以上削減	22 年比 20%以上削減
②多摩稲城防犯協会の支部数	16 支部	17 支部	19 支部
③(再掲)子どもの安全を見守る大人の数	7,545 人	8,000 人	8,500 人
④消費生活出前講座参加者数	150 人	225 人	300 人

【出典： ①・②防災安全課 ③児童青少年課及び教育指導課 ④市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-2-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援

- ・ 防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります
- ・ 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します

E1-2-2 自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進(⇒重点 5)

- ・ 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神の下、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します
- ・ 警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを推進します

E1-2-3 防犯に向けた市民協働の取り組み

- ・ 公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域の人達と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します
- ・ 子ども 110 番連絡協議会やスクールサポーターとの連携を図り、子ども達の安全を確保するとともに、登下校時の子ども見守りパトロールを支援します

E1-2-4 消費者相談の推進

- ・ 消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、様々な関係団体と連携を図り、消費生活センターにおいて、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のより一層の充実を図ります

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ 地域での挨拶運動や見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います

5 関連する主な計画

◆多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

施策 E1-3 交通安全の推進

1 施策の目指す姿

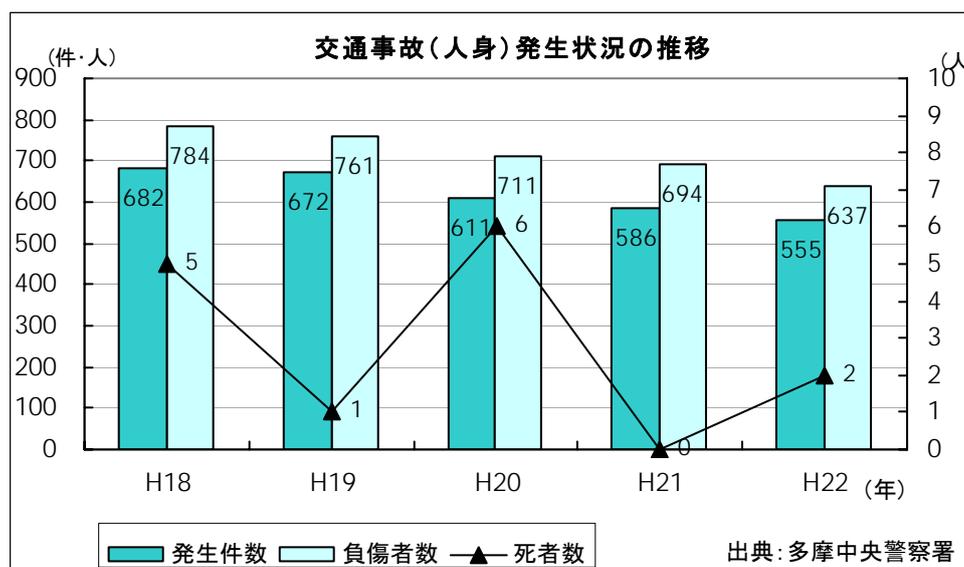
安心して暮らすために、安全な交通環境が提供され、交通ルール、社会ルールの意識が向上しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故件数（人身事故件数）	586 件	550 件以下	520 件以下
②放置自転車台数※（合計）	219 台	0 に近づける	同左
聖蹟桜ヶ丘駅	63 台		
永山駅	29 台		
多摩センター駅	79 台		
唐木田駅	48 台		
③交通安全対策について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	71.7%	80%	85%

【出典： ①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 22 年 10 月 8 日午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-3-1 高齢者、児童・生徒への交通安全の推進と啓発(⇒重点 6)

- ・交通事故を減らすために講習会・交通公園での授業、自転車のスケアードストレート※1等を通じて交通安全の重要性を呼びかけます

E1-3-2 駐車、駐輪対策の推進(⇒重点 7,関連 E2 重点 6、E2-3-4)

- ・放置自転車を減らすために、駐輪場を計画的に整備するとともに、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討します
- ・違法駐車を減らすために、交通安全協会や駐車問題懇談会など関係団体や警察と連携して啓発に努めます

E1-3-3 道路交通環境の充実(⇒関連 E2-2-3)

- ・すべての人が安心して道路を通行できる環境を維持・向上させるため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適宜設置します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・歩行者や自転車、バイク、自動車などそれぞれの交通ルールを守ります
- ・各種交通安全教室、運転者講習会などに参加します
- ・交通安全週間などに地域で協力します
- ・駐車、駐輪のルールを守ります
- ・事業者は社会貢献の一環として、様々な交通対策事業に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市交通安全計画

◆多摩市交通マスタープラン



自転車のスケアードストレート

※1 スケアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

政策 E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

【現状と課題】

多摩市は、ニュータウン開発等により計画的に高い水準の都市基盤が整備されています。

ニュータウンへの第一次入居から約 40 年が経過し、市民の高齢化や住宅・設備の老朽化も進みつつあります。今後、バリアフリー対応を含むまちのリニューアルなど多摩ニュータウン再生に向けた道筋を定める必要があります。

道路、橋りょう、公園、公共下水道の都市基盤施設については、経年とともに施設の老朽化が顕著に現れており今後、リニューアルやバリアフリー化、防災機能の向上など、施設の改築・更新の時期を迎えます。特に、170 橋ある多摩市管轄の橋りょうは、昭和 40 年から 50 年代に集中的に整備されていることから、これらの改修は大きな課題となります。

さらに、多摩市が所有する公共建築物は、質・量共に整備水準が高く、総数も約 38 万㎡に達します。建設後 30 年経過した建物は現在 25%程度ですが、10 年後には 60%に達することから、計画的な改修が必要であり、その費用は大きな財政負担となります。

道路網について、広域幹線道路の南多摩尾根幹線道路は未だ多摩市域の区間の事業化がなされておらず、交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、沿道への配慮をしつつ本線部分を早期事業化することが課題となっています。

交通ネットワークは、京王線、小田急線並びに多摩モノレールを基幹交通として、市内を路線バスとコミュニティバス（ミニバス）が地域を結び、交通不便地域の解消が図られてきましたが、急速に進む高齢化と、坂や傾斜の多い地域特性から、身近な交通機関が求められており、より効果的、効率的な移動手段のあり方を検討する必要があります。

※1 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 多摩ニュータウンの再生に向けた取組み(⇒E2-1-1、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)
 - ・ニュータウン再生を進めるため、ニュータウン初期入居地区の団地建替え事業を支援します。併せて、周辺の歩行者専用道路や公園等の施設更新、学校跡地施設の恒久活用を進めます。
 - ・関係機関と連携し、多摩ニュータウンの再生に向けた調査・検討を進めます
- ② スtockマネジメント計画及び都市基盤施設維持更新計画の推進(⇒E2-1-2、E2-1-3、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)
 - ・公共建築物や都市基盤施設を適切に保全更新していくため、小中学校の大規模改修や道路、橋りょう、公園の維持更新を計画的に実施します
- ③ 人にやさしい道づくりの推進(⇒E2-2-1、関連 F1 重点 3、F1-2-3)
 - ・歩行者の安全性や利便性を向上させるため、向ノ岡橋の架替え、聖蹟Uロードの改良などを進めます
- ④ 広域幹線道路の整備促進(⇒E2-2-2、関連 F1 重点 3、F1-2-3)
 - ・広域幹線道路網を効果的に機能させるため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します
- ⑤ 交通網の充実(⇒E2-3-2)
 - ・地域の交通ニーズに的確に応じるために、地域が主体となって運営する地域密着型交通の検討を進めます
- ⑥ 自転車利用の環境整備(⇒E2-3-4、関連 E1 重点 7、E1-3-2)
 - ・放置自転車を減らすために駅周辺の駐輪場を計画的に再編・整備します(⇒再掲 E1 重点 7)

施策 E2-1 充実した都市機能の維持・更新

1 施策の目指す姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコスト※1で適切かつ効率的に管理・保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①小中学校の大規模改修実施数	11 校	13 校	21 校
②橋りょうの長寿命化修繕計画に基づく補修工事実施数 (長寿命化修繕計画は策定中)	0 橋 / 113 橋	優先度の高い橋から実施	同左

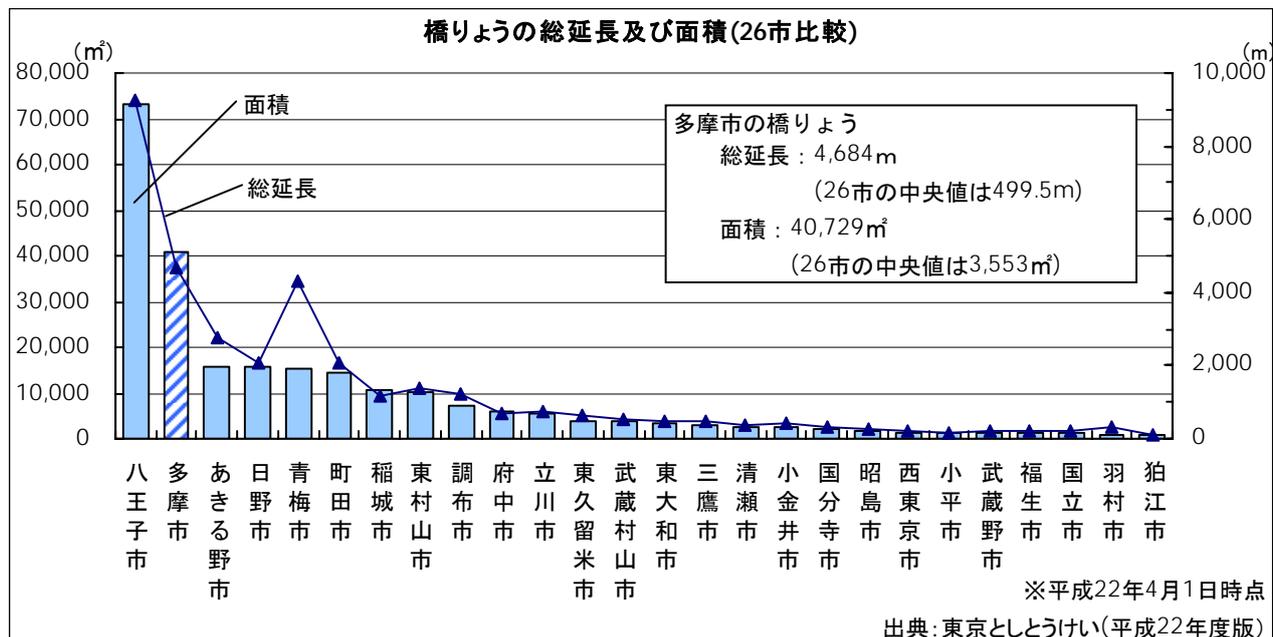
【出典： ①建築保全課 ②道路交通課】



橋りょうの補修工事①



橋りょうの補修工事②



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-1-1 ニュータウン再生の推進(⇒重点 1、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・多摩ニュータウンの再生に向けた取組みを進め、良好な住環境を維持するため、建替えや大規模修繕、設備などのリニューアル等に備えた規制・誘導等の条件を整理すると共に、近隣センターのあり方についても検討します。また、多摩ニュータウンの初期入居地区の団地建替え事業を支援するとともに、周辺の公共施設の更新を進めます

E2-1-2 ストックマネジメント計画の推進(⇒重点 2、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・公共建築物を再編整理した上で、その適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います

E2-1-3 都市基盤施設の適切な保全更新の推進(⇒重点 2、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・道路、橋りょう、公園、公共下水道の各施設を良好な状態に保全するため、計画的な維持・補修を行い、更新コストを削減します

E2-1-4 生活環境施設の維持確保

- ・生活環境施設の適切な状態を維持確保するため、南多摩斎場や南多摩都市霊園の管理体制を保持するとともに、葬祭場の誘致に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・市民団体等によるアダプトの取組みなど道路や公園の維持保全の活動に協力します

5 関連する主な計画

- ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画
- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針

※1 ライフサイクルコスト：建物の建設費、大規模修繕費、日常の管理経費、高熱水費等、解体費を含む、経費の合計額

施策 E2-2 安全でゆとりある道路網の整備

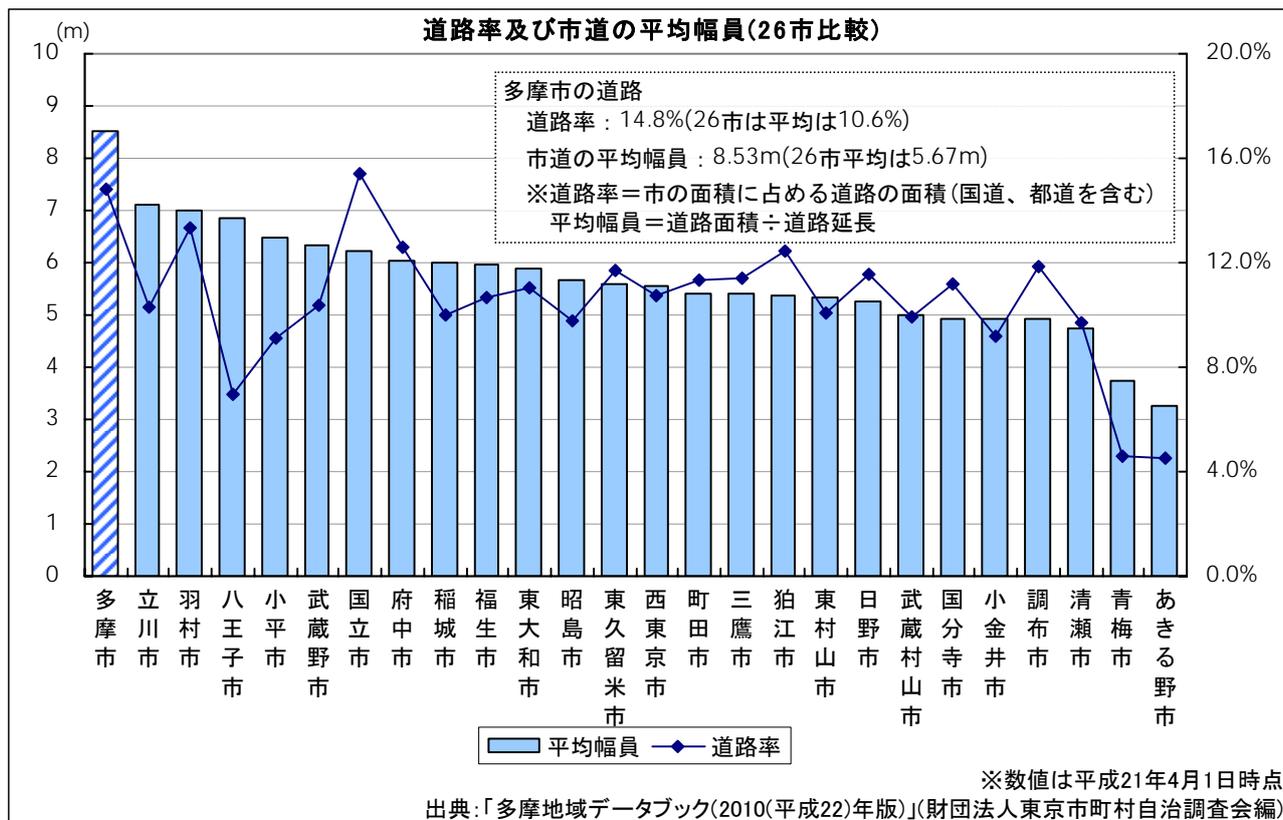
1 施策の目指す姿

利用者の円滑な移動を可能にするため、広域幹線道路から生活道路にいたるまで、道路網が計画的に整備され、安全で快適な道路環境が整っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故件数（人身事故件数）	586 件	550 件以下	520 件以下
②ユニバーサルデザインブロック※1 設置路線延長割合	23%	35%	50%

【出典： ①・②道路交通課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-2-1 人にやさしい道づくりの推進(⇒重点 3)

- ・誰もが安全で安心して移動できるようにするため、ユニバーサルデザインブロックによる段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進します

E2-2-2 広域幹線道路網の整備(⇒重点 4,関連 F1 重点 3、F1-2-3)

- ・安全で効率的な交通処理を実現するため、南多摩尾根幹線道路の整備、関戸橋の架け替えについて、東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

E2-2-3 道路交通環境の充実

- ・すべての人が安心して道路を通行できるよう、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適宜設置するとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を実施します(⇒関連 E1-3-3)
- ・環境に配慮するため、雨水が浸透する舗装構造を用いるとともに、街路灯の交換時に省エネルギー対応器具への入れ替えを進めます(⇒関連 F1-1-1、F1-2-4)



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備前>



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備後>



ユニバーサルデザインブロック

4 関連する主な計画

- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針
- ◆多摩市道路整備計画
- ◆多摩市交通マスタープラン

※1 ユニバーサルデザインブロック：車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック

施策 E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築

1 施策の目指す姿

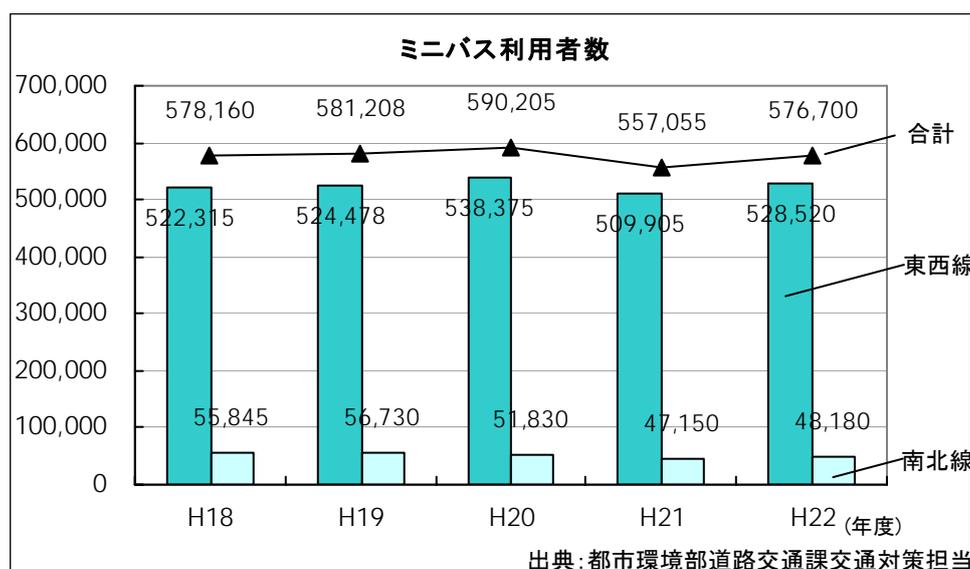
だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①ミニバス利用者数	576,700 人	60 万人台	65 万人台
②放置自転車台数※ (合計)	219 台	0 に近づける	同左
聖蹟桜ヶ丘駅	63 台		
永山駅	29 台		
多摩センター駅	79 台		
唐木田駅	48 台		
③交通の便について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	73%	80%	85%

【出典： ①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 22 年 10 月 8 日午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-3-1 バス運行環境の維持・向上

- ・マイカーに頼らない交通網を確立するため、バス事業者と連携して、市民のニーズに対応したバス路線の構築に努めます

E2-3-2 地域密着型交通の検討・整備(⇒重点 5)

- ・地域のニーズにきめ細かく対応できる交通手段を確立するため、市民・事業者・行政の協働による交通網の構築を図ります

E2-3-3 交通バリアフリー化の推進

- ・交通の快適性を高めるため、駅や交通結節点周辺を中心に、交通のバリアフリー化について、事業者働きかけます

E2-3-4 自転車利用環境の充実(⇒重点 6、関連 E1 重点 7、E1-3-2)

- ・自転車利用を促進するため、駅周辺の駐輪場を確保・充実します。併せて、自転車通行帯の整備を検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・移動には公共交通機関を積極的に利用します
- ・地域は地域交通のあり方について、事業者と共に考えていきます
- ・事業者は行政と連携し快適に移動できるまちづくりに努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市交通マスタープラン



多摩市ミニバス



駐輪場

施策 E2-4 良質な住環境の確保の推進

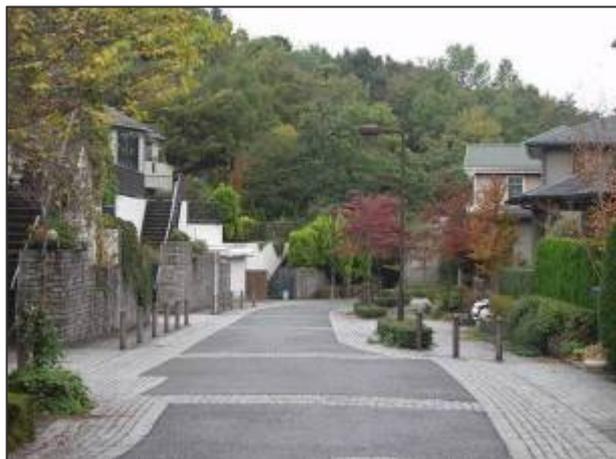
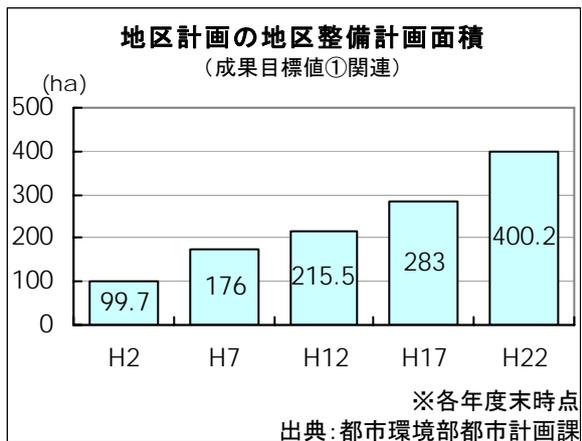
1 施策の目指す姿

多様な世帯が安心して住み続けられるようにするために、地域の特性を活かした住環境が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地区計画の地区整備計画面積※1	400ha	407ha	420ha
②住宅の耐震化率	81.4% (平成 20 年度)	90%以上 (平成 27 年度)	100%
③町名地番整理達成率	78%	84%	88%

【出典： ①都市計画課 ②防災安全課 ③市民生活課】



唐木田地区地区計画内



多摩ニュータウン特別業務地区及び永山五・六丁目住宅地区地区計画周辺

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-4-1 計画的な街づくりの推進

- ・長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進するために、土地利用や各種都市計画施設の決定根拠となる「都市計画に関する基本的な方針」を更新します
- ・地域特性に応じた建築ルールを市民が主体的に立案・共有するために、多摩市街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」の策定を促進します

E2-4-2 住宅ストックの活用

- ・良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを推進するとともに、空き家対策と併せて、良質なファミリー向け住宅への転換を誘導します
- ・市営住宅においては、量的なこととあわせ、老朽化した住宅について見直しを図ります
- ・安全な市街地環境を確保するために、住宅の耐震化を支援します（⇒関連 E1-1-2）

E2-4-3 マンション居住の情報提供

- ・市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業、日常生活ルールなど必要な情報を提供します

E2-4-4 町名地番整理の推進

- ・複雑に入り組んだ既存地区の町名地番について、誰にでも分かりやすい住所とするため、引き続き整理を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます
- ・良好な住環境をつくるため、地域の中で様々な交流を深めます
- ・市民は協働の街づくりを推進するため、権利者相互の立場を尊重し自らその解決に努めます
- ・開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、協働の担い手として紛争の予防及び解決に努めます
- ・事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画に関する基本的方針 ◆多摩市住宅マスタープラン

※1 地区計画の地区整備計画面積：地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・開発・保全するために都市計画として定める地区計画区域の内、具体的な建築規制等が適用される区域の面積